

学位論文題名

A Study on Evolution of Forest Acts and Community
Forest Management in Middle Hills of Nepal

(ネパールにおける森林法の展開と
コミュニティによる森林管理に関する研究)

学位論文内容の要旨

本論文は8章から構成されており、図19、表41、参考文献76と付録7を含む総頁数199の英文論文であり、別に参考論文4編が添えられている。

日本と韓国を除くアジア諸国では森林国有が通常の形態であり、森林は中央政府の森林官によって管理されている。しかし国有林が設定される以前に農民が居住していたり、中央政府の限られた予算と森林官では十分な管理ができない場合が多く、森林の国家管理には様々な問題が指摘されている。これに代わるものとして注目されているのがコミュニティによる森林管理である。

本研究は、世界に先がけてコミュニティによる森林管理を推進しているネパールを対象に、どのような経緯をへて森林法が私有林の国有化からコミュニティによる森林管理を規定するに至ったのかを分析するとともに、立地条件の異なる2つの地区と農民に対する詳細な聞き取り調査を実施して、コミュニティによる森林管理の現状とその仕組みを明らかにすることを課題にしている。

第2章では研究方法として資料収集と調査地に対する聞き取り調査を重視する実証的な方法を採用することとし、調査国であるネパールについて一般概況を述べている。ネパールの人口は2,236万人であり、年間の人口増加率は2.3%である。一方、森林面積は552万haであり、それは国土面積の37.4%を占めている。森林減少はネパールの低地帯であるタライ地方を中心に進行しており、最新の情報では同国の森林率は29.0%に過ぎないといわれている。なお調査地が立地しているネパール中部では森林減少よりも森林の質的低下が問題である。

第3章では第2次世界大戦以降の森林法の展開を分析した。1957年に制定された私有林国有化法は封建支配層によって領有されていた森林を国有化し、国家の財源として利用することをめざしたものである。1961年に制定された森林法は国有林の境界を明確にする権限を森林官に与えると同時に、農民が許可なくして国有林を利用することを禁じている。こうしてネパールの森林は国有化されたが、中央政府の予算と森林官が限られていたので、国有化を実質化することは困難であった。農民は逆に従来の利用権が制限されることを恐

れて、森林を過剰に利用しはじめたので、森林国有化によって森林荒廃が促進されるという事態が生じたのである。このような状況に直面した中央政府は 1977 年に森林法を一部改正して、パンチャーヤット保護林制度を新たにつくり、地方組織であるパンチャーヤットに国有林の管理権を移譲することとした。しかしパンチャーヤットの区域と実際の森林利用者の居住地とが食い違っていたことなどから、管理権の移譲は 1990 年までに 36,000ha ほどしか進まなかった。こうしたことから中央政府は 1993 年に森林法を改正して、実際の森林利用者グループに森林管理権を移譲して、森林保全を実行することとして、コミュニティーによる森林管理を本格的に推進することとした。

第 4 章ではコミュニティーによる森林管理の現状を分析した。2000 年 7 月現在、9,870 の森林利用者グループが認定されており、約 748,000ha の国有林が利用者グループに管理権が移譲されている。なおコミュニティーによる森林管理の対象地は 350 万 ha ほどであるとされており、今後の展開が期待される。

第 5 章ではカトマンズに隣接しているストール地区を対象として実施した聞き取り調査の結果を分析した。ストール地区の人口は 4,166 人であり、その森林面積は 451 ヘクタールであるが、同地区がカトマンズに隣接しているので、1960 年代以降国有林として管理されてきた。そのために 2 人の保護員が配置されたが、薪材採取や採草を禁止することは出来なかった。こうして 1980 年代の末までに森林の荒廃が進んだので、コミュニティーによる森林管理を実施することとした。ストール地区では 1994 年から 1997 年にかけて 7 つの森林利用者グループが認定され、430ha の国有林の管理権が移譲されている。それぞれの森林利用者グループは森林経営案を作成しているが、ストール地区の森林は荒廃が進んでいるので、飼料の採取と用材の伐採を禁止している。一方、時期を限定して入林を許可しており、使用料をとって薪材の採取や敷き藁用の採草を認めていることが注目される。

第 6 章ではカトマンズから 65km 離れた交通の不便なパルーン地区を対象として実施した聞き取り調査の結果を分析した。パルーン地区の人口は 6,454 人であり、その森林面積は 679ha である。同地域はカトマンズから遠距離にあるので、森林は国有林であったものの、保護員の配置はおこなわれず、農民の利用に委ねられてきた。森林の荒廃もそれほど進んでいなかったものの、1993 年に発生した大洪水を契機に、コミュニティーによる森林管理を実施することとした。パルーン地区では 3 つの森林利用者グループが認定され、その面積は 64ha である。その他に現在、認定を申請中のグループが 5 グループある。パルーン地区の森林利用規制をみると、薪材の採取は 1 週間に 2 度程度に制限されているが、使用料は科せられていないのが特徴である。しかし家畜の飼料の採取はそれが生きた枝の採取につながるのとこと、禁止されている。

第 7 章と第 8 章ではストール地区とパルーン地区の森林管理と規制面における類似点と相違点を総括するとともに、地域資源・環境である森林管理の方法としては森林利用者グループに森林管理権を移譲した、コミュニティーによる森林管理が望ましいと結論付けている。中央政府の役割として技術指導や造林面での財政援助の点で積極的な機能発揮が期待されるとしている。

学位論文審査の要旨

主査	教授	石井	寛
副査	教授	新谷	融
副査	教授	長南	史男
副査	助教授	柿澤	宏昭

学位論文題名

A Study on Evolution of Forest Acts and Community Forest Management in Middle Hills of Nepal

(ネパールにおける森林法の展開と
コミュニティーによる森林管理に関する研究)

本論文は8章から構成されており、図19、表41、参考文献76と付録7を含む総頁数199の英文論文であり、別に参考論文4編が添えられている。

本研究は、世界に先がけてコミュニティーによる森林管理を推進しているネパールを対象に、どのような経緯をへて森林法が私有林の国有化からコミュニティーによる森林管理を規定するに至ったのかを分析するとともに、立地条件の異なる2つの地区と農民に対する詳細な聞き取り調査を実施して、コミュニティーによる森林管理の現状とその仕組みを明らかにすることを課題にしている。

第2章では研究方法として資料収集と調査地に対する聞き取り調査を重視する実証的な方法を採用することとし、調査国であるネパールについて一般概況を述べている。

第3章では第2次世界大戦以降の森林法の展開を分析した。1957年に制定された私有林国有化法は封建支配層によって領有されていた森林を国有化し、国家の財源として利用することをめざしたものである。1961年に制定された森林法は国有林の境界を明確にする権限を森林官に与えるとともに、農民が許可なくして国有林を利用することを禁じている。こうしてネパールの森林は国有化されたが、中央政府の予算と森林官が限られていたので、国有化を実質化することは困難であった。逆に農民は従来の利用権が制限されることを恐れて、森林を過剰に利用しはじめたので、森林国有化によって森林荒廃が促進されるという事態が生じた。このような状況に直面した中央政府は1977年に森林法を一部改正して、パンチャーヤット保護林制度を新たにつくり、地方組織であるパンチャーヤットに国有林の管理権を移譲することとした。しかしパンチャーヤットの区域と実際の森林利用者の居住地とが食い違っていたことなどから、管理権の移譲は1990年までに36,000haほどしか進まなかった。こうしたことから中央政府は1993年に森林法を改正して、実際の森林利用

者グループに森林管理権を移譲して、森林保全を実行することとして、コミュニティーによる森林管理を本格的に推進することとした。

第4章ではコミュニティーによる森林管理の現状を分析した。2000年7月現在、9,870の森林利用者グループが認定されており、約748,000haの国有林が利用者グループに管理権が移譲されている。

第5章ではカトマンズに隣接しているスントール地区を対象として実施した聞き取り調査の結果を分析した。スントール地区の人口は4,166人であり、その森林面積は451ヘクタールであるが、同地区がカトマンズに隣接しているため、1960年代以降国有林として管理されてきた。そのために2人の保護員が配置されたが、薪材採取や採草を禁止することは出来なかった。こうして1980年代の末までに森林の荒廃が進んだので、コミュニティーによる森林管理を実施することとした。スントール地区では1994年から1997年にかけて7つの森林利用者グループが認定され、430haの国有林の管理権が移譲されている。

第6章ではカトマンズから65km離れた交通の不便なパルーン地区を対象として実施した聞き取り調査の結果を分析した。パルーン地区の人口は6,454人であり、その森林面積は679haである。同地域はカトマンズから遠距離にあるため、森林は国有林であったものの、保護員の配置はおこなわれず、農民の利用に委ねられてきた。森林の荒廃もそれほど進んでいなかったものの、1993年に発生した大洪水を契機に、コミュニティーによる森林管理を実施することとした。パルーン地区では3つの森林利用者グループが認定され、その面積は64haである。

第7章と第8章ではスントール地区とパルーン地区の森林管理と規制面における類似点と相違点を総括するとともに、地域資源・環境である森林管理の方法としては森林利用者グループに森林管理権を移譲した、コミュニティーによる森林管理が望ましいと結論付けている。中央政府の役割として技術指導や造林面での財政援助の点で積極的な機能発揮が期待されるとしている。

以上、本研究はネパールにおいて私有林の国有化からコミュニティーによる森林管理に至る森林法の展開過程を明らかにするとともに、コミュニティーによる森林管理の現状と仕組み、問題点を実証的に解明して、途上国における森林政策について多くの新しい知見を見出している。よって審査員一同は、アニタ マナンダールが博士（農学）の学位を受けるのに十分な資格があると認めた。